

国立研究開発法人土木研究所実験施設等貸付要領

平成25年3月28日
独立行政法人土木研究所
独土研業第31号

改正 平成27年3月30日
改正 令和4年9月8日

(総則)

第1条 国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）が所有する建物（建物附属設備を含む）及び土地（構築物を含む）並びに研究用実験機器（以下「実験施設等」という。）の外部機関等への貸付の業務取扱については、「国立研究開発法人土木研究所業務方法書」、「国立研究開発法人土木研究所会計規程」その他関連する規程、基準等に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(貸付対象)

第2条 貸付対象は、国の機関、地方自治体、大学、公益法人、特殊法人、国立研究開発法人、独立行政法人及び民間企業の研究機関（以下「外部機関等」という。）とする。ただし、国立研究開発法人土木研究所理事長（寒地土木研究所に所属する施設については、寒地土木研究所長、以下「理事長等」という。）の承認を受けた場合は、その限りではない。

(用語の定義)

第3条 本要領で貸付とは、外部機関等が実験施設等を「実験施設等貸付契約書」に基づき使用することをいい、受託、委託、共同研究等により実験施設等を使用するものは含まない。

(貸付の要件)

第4条 研究所は、以下の要件を満たす場合に限り、外部機関等に対し実験施設等を貸付することができる。

- 一 外部機関等に実験施設等を貸付することにより、国民生活又は国民の利益に支障が生じるおそれがないと認められる場合
- 二 研究所の研究業務の遂行に支障をきたすおそれがない場合
- 三 第7条に規定する貸付料を外部機関等が支払うことを約する場合

(貸付の承認)

第5条 研究所は、外部機関等から「実験施設等借受申請書」の提出を受けた場合、当該申請書に基づき、実験施設等の貸付について審査し決定する。

(貸付契約の締結)

第6条 研究所は、実験施設等の貸付にあたって、実験施設等の貸付を受ける者（以下「借受人」という。）と、次の事項について規定する契約書を締結するものとする。

- 一 借受人は、貸付を受けた実験施設等（以下「借受施設」という。）の引渡し及び返納に要する費用（運搬費用等）及び次条に示す貸付料を負担しなければならないこと。
- 二 借受人は、借受施設を使用するときは、当該借受施設に関する十分な知識と技術力を有する技術者を配置しなければならないこと。

- 三 借受人は、借受施設の取扱説明書を熟読し、正しい運転操作と細心の注意を払って借受施設を使用しなければならないこと。
- 四 借受人は、安全管理において労働安全衛生法等の関係法令及び研究所が定める規程等を遵守しなければならないこと。
- 五 借受人は、借受施設を貸付を受けた用途以外に供してはならないこと。
- 六 借受人は、借受施設を転貸し又は担保に供してはならないこと。
- 七 借受人は、借受施設を滅失し又は毀損したときは、遅滞なく研究所に対しその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、研究所の指示に従うこと。
- 八 借受人の責に帰すべき事由により借受施設を滅失又は毀損したときは、借受人において補填し、修理し又はその損害額を金銭で弁償すること。
- 九 借受人は、借受施設を受取又は返納するときには、所定の機能、性能等保持に関して研究所の確認を受けなければならないこと。
- 十 その他、貸付の契約に関して必要な事項及び借受施設の使用に伴い疑義が生じた場合は、研究所と借受人が協議のうえ決定すること。

(貸付料)

第7条 研究所は、次に掲げる費用をもって実験施設等を貸付するものとする。

- 一 研究用実験機器の貸付料
 - 二 建物の貸付料（建物附属設備を含む）
 - 三 土地の貸付料（構築物を含む）
 - 四 指導料等
 - 五 光熱水料
- 2 前項に掲げる費用は、別途定める「国立研究開発法人土木研究所実験施設等貸付料算定基準」によるものとする。
- 3 借受人は、借受に際し貸付料を前納しなければならない。ただし、理事長等が認めた場合（第1項第一号、第二号及び第三号の合計が少額の場合等）は、この限りではない。

(契約の変更)

- 第8条 研究所及び借受人は、契約の内容等を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、契約の変更を行うことができる。
- 2 前項により契約の変更をする場合は第6条の規程を準用する。この場合において、「契約」は「契約変更」と読み替えるものとする。

(貸付の中止)

第9条 研究所は、緊急時その他やむを得ない事情により、実験施設等が必要となった場合は、理由を明らかにし、貸付を中止することができる。

(損害)

第10条 天災、その他研究所と借受人のいずれの責めにも帰すことができないものによって損害を生じた場合は、実験施設等に係る損害の負担は研究所が負い、実験施設等以外に係る損害の負担は、借受人が負うことを原則とする。

(完了報告)

第11条 借受人は、貸付業務を完了又は中止したときは、遅滞なく完了又は中止に関する報告書（実験施設等借受完了報告書）を作成し、研究所に提出しなければならない。

(特例)

第12条 理事長等は、特別の事情により、この要領により難しいものがあるときは、特例を設けることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人土木研究所実験施設等貸付要領（平成25年3月28日独土研業第31号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年9月8日から施行する。